

公 示

電子管等廃棄物の分別作業等検証役務に係る契約希望募集要領

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 西 重 和



電子管等廃棄物の分別作業等検証役務の契約を希望する者は、下記により応募してください。

記

1 公募に付する事項

電子管等廃棄物の分別作業等検証役務

※ 事業の細部は3項応募方法にある事業概要資料を入手し、確認すること。

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、応募時において資格の取得に向けて申請中である場合には、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに令和4・5・6年度競争参加資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) この項第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 陸上自衛隊の「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。

- (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注事務等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (10) 本事業を実施するに当たり、以下の資格を有する者であること。

ア 作業環境測定機関(放射性物質)として登録していること。

イ 作業環境測定士(放射性物質)の資格保有者を有すること。

ウ 第1種放射線取扱主任者の資格保有者を有すること。

- (11) 公募参加の必要な資格を有し、作業場所の現地確認を希望する応募者は、令和4年4月11日(月)～15日(金)まで関東補給処通信電子部補給整備課(担当:若林(内線4933))と現地確認の日時等を調整の上、現地確認することができる。

3 応募方法

- (1) 公募参加の必要な資格を有する応募者は、1項に記載した事業の細部に関する資料を(5)の問合先に連絡して、直接受領又は郵送を依頼して入手すること。
- (2) 応募者は、別記様式の「参加表明書」により、次の項目を証明する資料を添え、1

部を持参又は郵送すること。

ア 競争参加資格審査結果通知書（写し）

応募時において競争参加資格審査申請中の者は、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

イ 2(10)に記載した資格を証する書類（写し）

(3) 受付期間 令和4年4月5日(火)～令和4年4月18日(月)

持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(5) 提出・問合先 〒300-0837 茨城県土浦市右糸2410

陸上自衛隊関東補給処調達会計部契約課審査班

電話 029-842-1211（担当：福田（内線2237））

4 提出資料の審査等

(1) 応募者は、3(2)で示した提出資料以外で契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料（以下「技術資料等」という。）を求められた場合には、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 契約の履行に必要な技術、機械器具又は設備等を有することを証する書類

イ 契約の履行にあたり下請者を必要とする場合は、下請者の企業概要を記載した書類及び履行能力を証する書類

(2) 技術資料等の提出者は、関東補給処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由等がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(3) 技術資料等の提出者は、関東補給処の担当者から、調査のために事業所等（下請者の事業所等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該事業所等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

(4) 提出資料等の提出に当たっての留意事項

ア 提出資料等に虚偽の記載をした者及び(1)から(3)までに反したものについては、当該品目の契約相手方としない。また、関東補給処の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合がある。

イ 提出資料等の作成、提出及び説明並びに(3)の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

ウ 提出資料等は、原則として返却しない。

エ 提出資料等の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

5 審査結果の通知

- (1) 応募者のうち、指名競争等に参加させることが適當と認められた者に対しては審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。
- (2) 応募者の資格は審査合格の通知を受けた以降、令和5年3月31日までの間、効力を発する。そのため、公募指名競争入札等における指名通知等はその時点で審査合格を受けた業者のみに発する。

6 審査結果通知後の予定等（指名競争入札等の通知）

- (1) 指名競争候補者が複数の場合には、指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適當と認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適當と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。
- (2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求を行わなければならない。

7 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出先 3(5)に同じ。
 - ウ 提出方法 書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立て
 - ア 疑義の再申立てについては、書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により再申立てを行うことができる。
 - イ 契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に再申立て者に対して書面により回答する。

令和4年 月 日

参 加 表 明 書

(事業名) 電子管等廃棄物の分別作業等検証役務

当社は、関東補給処公示第6号（令和4年4月5日）の標記事業に関し、関係資料を添えて参加を表明します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 殿

所 在 地
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先